

構造木質化の推進に係るスプリンクラー設備等設置補助金交付要綱 新旧対照表（抄）

改正案	現行
構造木質化の推進に係るスプリンクラー設備等設置補助金交付要綱 制定 4都市建企第 1116 号 令和 5 年 4 月 1 日 <u>最終改正 6 都市建企第 909 号</u> <u>令和 6 年 12 月 17 日</u> 第 1 条から第 3 条まで （現行のとおり） （交付対象事業） 第 4 条 （現行のとおり） 2 前項の補助事業の対象となる建築物は、次の各号に定める要件を満たすものとする。 一 延べ面積が <u>500 m²</u>以上のもの 二 国産木材を使用して構造木質化を図るもの 三 スプリンクラー設備等を設置することにより、構造木質化が可能となる床面積が合計 <u>500 m²</u>以上のもの 3 （現行のとおり） 第 5 条 （現行のとおり） （補助対象事業費） 第 6 条 （現行のとおり） <u>（削除）</u> 第 7 条から第 31 条まで （現行のとおり） 附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(令和 5 年 5 月 30 日 5 都市建企第 224 号) この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。	構造木質化の推進に係るスプリンクラー設備等設置補助金交付要綱 制定 4 都市建企第 1116 号 令和 5 年 4 月 1 日 <u>最終改正 6 都市建企第 243 号</u> <u>令和 6 年 7 月 24 日</u> 第 1 条から第 3 条まで （略） （交付対象事業） 第 4 条 （略） 2 前項の補助事業の対象となる建築物は、次の各号に定める要件を満たすものとする。 一 延べ面積が <u>1,000 m²</u>以上のもの 二 国産木材を使用して構造木質化を図るもの 三 スプリンクラー設備等を設置することにより、構造木質化が可能となる床面積が合計 <u>1,000 m²</u>以上のもの 3 （略） 第 5 条 （略） （補助対象事業費） 第 6 条 （略） <u>2 補助対象事業費には、建築基準法を除く他の法令等によりスプリンクラー設備等の設置が義務付けられている建築物又はその部分にスプリンクラー設備等を設置する経費は含まない。</u> 第 7 条から第 31 条まで （現行のとおり） 附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(令和 5 年 5 月 30 日 5 都市建企第 224 号) この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和6年7月24日6都市建企第243号)
この要綱は、令和6年7月24日から施行する。

附 則 (令和6年12月17日6都市建企第909号)

この要綱は、令和6年12月17日から施行する。

附 則(令和6年7月24日6都市建企第243号)
この要綱は、令和6年7月24日から施行する。

(新設)